

令和元年 8 月 27 日

第一号訪問及び通所型介護サービス事業所代表者 様
介護予防支援事業所代表者 様

日立市長 小川 春樹
(介護保険課扱い)

令和元年 10 月の介護報酬改定に伴う日立市基準型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の改定について (通知)

日ごろから、本市介護保険事業の円滑な推進につきましては、格別なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護給付において消費税の引上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が実施されることを踏まえ、「地域支援事業実施要綱」(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号)の国が定める額の一部見直しが令和元年 10 月 1 日から施行されることとなったため、標記基準について、下記のとおり改定を行います。

つきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、下記事項に御留意の上、遺漏のないよう対応くださるようお願いいたします。

記

1 改定内容について

参考資料 1 : 「介護予防・日常生活支援総合事業」における国が定める単価

(1) 介護給付の訪問及び通所介護等に倣って「国が定める単価」が一部見直されることとなったため、基準型訪問介護サービス費及び基準型通所介護サービス費の一部の報酬について見直しを行います。

(2) 新加算「介護職員等特定処遇改善加算」の創設

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、介護給付に倣い、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための加算を新設します。

2 改定後の日立市基準型サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について

国が定める単価を基に単位数の一部を見直し、また、介護職員等特定処遇改善加算を新たに位置づける見直しを行います。

参考資料 2 : 日立市基準型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(令和元年 10 月版)

参考資料 3 : 日立市介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表

3 変更に伴う留意事項

(1) 令和元年 10 月からの介護職員等特定処遇改善加算算定に係る対応について

介護職員等特定処遇改善加算計画書の提出については、すでに、日立市ホームページ等で

お知らせをしているところですが、今般国から、加算算定に必要な様式が提示されたため、基準型サービスに係る様式について、日立市ホームページに掲載いたします。(9月3日(火)頃予定)

算定を予定する第一号訪問及び通所型介護サービス事業所につきましては、必要書類を令和元年9月13日(金)までに日立市に提出してください。

(2) 事業所とケアマネジャーとの連携

報酬や加算の変更等につきましては、サービス事業所とケアマネジャー間で十分に連携を図り対応してください。

(3) 利用者への対応等

報酬や加算の変更等に伴う利用者負担額の変更については、利用者及びその家族に十分な説明を行ってください。また必要に応じ、重要事項説明書、契約書等の変更についても遺漏のないよう、対応をお願いいたします。

(4) システム会社への対応

システムを御利用の事業所につきましては、システム会社と連携を取り対応をお願いいたします。なお、請求に必要な「単位数マスター」を後日、日立市ホームページに掲載しますので、適宜御活用ください。(9月20日頃掲載予定)

以 上